



日光市貨物自動車運送事業者支援金

(国の重点支援地方交付金活用事業)



経済情勢の変動により、原油価格をはじめとする物価高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業者に対し、支援金を交付します。

対象事業者

次の要件を全て満たしている事業者であること

一般貨物自動車運送事業者	貨物軽自動車運送事業者
市内に本社がある法人 または主たる事業所がある個人事業主	
令和8年9月1日時点で一般貨物自動車運送事業の経営に必要な許可を受けている	令和8年9月1日時点で貨物軽自動車運送事業の経営に必要な届出をしている
申請日時点で営業しており、今後も事業を続ける意思がある	
申請日時点で市税、公共料金の滞納がない	

対象車両

次の要件を全て満たしている車両であること

一般貨物自動車運送事業者	貨物軽自動車運送事業者
令和8年9月1日時点で関東運輸局栃木運輸支局に貨物自動車運送事業用として登録されている車両	
一般貨物自動車運送事業に使用する 緑ナンバーの車両 (被けん引車、霊柩車を除く)	貨物軽自動車運送事業に使用する 黒ナンバーの車両
申請日時点で使用している車両	
市の委託事業で使用していない車両	

交付額等

- ◆ 一般貨物自動車運送業(緑ナンバー)車両1台当たり 50,000円
- ◆ 貨物軽自動車運送業 (黒ナンバー)車両1台当たり 20,000円



提出書類

※ご不明点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

- (1) 日光市貨物自動車運送事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 支援対象車両一覧表(様式第2号)
- (3) 貨物自動車運送事業の経営に係る許可書又は届出書の写し
- (4) 支援対象車両全ての自動車検証記録事項の写し
- (5) 支援対象車両全ての写真(車両ナンバープレートが確認できるもの)
- (6) 法人の登記事項証明書の写し※法人の場合に限る
- (7) 本人確認書類の写し※個人事業主の場合に限る
- (8) 直近の決算書又は確定申告書の写し
- (9) 振込先口座が確認できる書類の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

自動車検査証で対象車両の要件を確認してください

一般貨物自動車運送事業者	貨物軽自動車運送事業者
☐ 「登録年月日」欄が令和8年9月1日以前の日付か	☐ 「交付年月日」欄が令和8年9月1日以前の日付か
☐ 「有効期間の満了する日」欄が申請日以後の日付か	☐ 「有効期間の満了する日」欄が申請日以後の日付か
☐ 「所有者の氏名又は名称」欄または「使用者の氏名又は名称」のいずれかが申請者と同一であるか。	☐ 「所有者の氏名又は名称」欄または「使用者の氏名又は名称」のいずれかが申請者と同一であるか。
☐ 「自動車の種別」欄が「普通」または「小型」か	☐ 「自動車の種別」欄が「軽自動車」か
☐ 「用途」欄が「貨物」または「特種」か	☐ 「用途」欄が「貨物」または「乗用」か
☐ 「自家用・事業用の別」欄が「事業用」か	☐ 「自家用・事業用の別」欄が「事業用」か

★申請に必要な申請様式は「日光市ホームページ」からダウンロードいただくか、商工課窓口にてお受け取りいただけます。

日光市HP

日光市貨物自動車運送事業者支援金

検索



申請期間

令和8年**10月15日(木)**から**12月23日(水)**

申請方法

提出書類をそろえて下記の申請先まで持参または郵送

申請・問合せ先

〒321-1292 日光市今市本町1番地
日光市役所商工課 商業係
☎ 0288-21-5136